

# ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(26)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 浦野 稔 事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

## 控訴審での群馬・第2回進行協議が行われます。

平成23年3月11日(金)午後2時東京高裁11民事部(東京の霞ヶ関)

応援に駆けつけてください。

### 裁判の目 (第2回) ～～進行協議について～～

平成23年2月18日 弁護士 福田 寿男

ハッ場ダム・群馬事件の東京高裁における進行協議は、平成22年10月15日の第1回に続いて、本年3月11日が第2回目です。

そもそも進行協議とは、公開法廷での口頭弁論と異なり、訴訟の進行に関して裁判所と控訴人ら当事者が協議(打合せ)する手続です。そのため本事件でも進行協議が東京高裁の狭い会議室のような場所(密室)で開催されています。

ただ、本事件では、本県のように進行協議が何回となく続けられ、かつ、その中で準備書面を提出することが行われています(群馬も3月11日に「控訴理由書」という専ら原判決の誤りを指摘した書面等を提出します)。

複数回かつ長期間の進行協議という事態は本県だけのものではなく、これまで東京事件が5回の、茨城事件と千葉事件が各3回の進行協議をこなしており、本県を含め今後もまだ進行協議が継続する見込みです(どの事件も被控訴人からの書面は提出されていないようです)。

公開法廷ではありませんので、多数の傍聴人においていただいて、パワーポイントを使って準備書面の内容を説明する、という訳には行きませんが、却って、裁判官や伴弁護士の素顔(?)を垣間見ることができるようで、ちょっと興味深い手続でもあります。

群馬からしますと東京高裁(霞ヶ関)はけっして近い距離ではないかも知れませんが、ハッ場ダムの成り行きにとって大事な時期でもありますので、是非、一度、東京高裁での進行協議においでください(東京高裁への行き方に自信のない方は「ストップさせる群馬の会」か「ぐんま市民法律事務所(電話027-210-6441)」までご一報ください)。

### 「ハッ場ダムっていまどうなってるの？」

日 時： 2011年3月7日(月)14:00～16:00

会 場： ごったく広場 (0278-22-1760) 沼田市グリーンベル向かい

講 師： 渡辺洋子さん (ハッ場あしたの会事務局長)

(ハッ場あしたの会 <http://yamba-net.org>)

資料代 500円

問い合わせ先 真下 (090-4756-8202)

八ッ場ダム群馬事件の住民訴訟は3月11日（金）に第2回進行協議を行います。

控訴理由書の提出により、論戦がいよいよ始まります

前橋地裁判決以降、八ッ場ダム問題について、新たなる事実が明らかになりました。

- ① 八ッ場ダムの治水の必要性の根拠であった、利根川八斗島地点での基本高水22000 1/秒がオーバーメであったことが明らかになりました。国交大臣は再検証を国交省に指示しました。国交省は2011年1月、日本学術会議に基本高水の再検証を依頼しました。日本学術会議の基本高水分科会は5月末をメドに結論を出す意向です。
- ② 代替地の安全性について、打越代替地のうち、温泉旅館の移転予定地の造成工事を行っている第2、3分譲地の崩落の危険性が明らかになっています。また、川原畑地区の国道145号バイパスでは昨年9月、11月に落石事故も発生しています。

住民訴訟のうち、宇都宮地裁で3月24日に地裁段階最後の判決があります。利根川は栃木県から5km以上遠くを流れる川ですので、栃木県の治水負担金10億円が妥当かどうかの判断が注目されます。

また、政治的な動きとして、八ッ場ダムを考える群馬連絡会（八ッ場あしたの会、八ッ場ダムを考える群馬県議会議員の会、日本共産党、県教祖、国労、八ッ場ダムをストップさせる群馬の会で構成）は民主党有志による「八ッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」に対して、ダム本体中止を前提とした「生活再建支援法」の制定に向けて、働きかけを行っています。

控訴審でも他都県の原告団、弁護団と連携して、ムダで危険な八ッ場ダム中止を勝ち取るために、論陣を張って戦っていきます。引き続きのご支援よろしくお願いたします。

## 八ッ場あしたの会

**八ッ場ダム事業の見直しの請願署名を集めています。…署名にご協力ください。**

### 請願項目

1. 八ッ場ダム事業について客観的・科学的で公平な検証を求めます。
2. ダム予定地再生のための法整備を求めます。

(2011年3月末×切)

\* 署名用紙は「八ッ場あしたの会」のホームページからダウンロードできます。

\* 事務局にご連絡いただければ、郵送します。

# 会費納入と寄附のお願い

ハツ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動しております。

ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 庸

## 「ハツ場ダム問題の経過報告」

2009年9月17日 前原国交大臣が記者会見で「ハツ場ダム中止」を表明  
中止表明に対して地元と6都県知事は反発

### 先送りされるダム中止後の生活再建支援法

9月26日 前原大臣が「ダム中止補償新法」の年明け提出を表明

12月11日 前原大臣が「ダム中止補償法案」来年の国会提出見送りを表明

2010年9月21日 馬淵大臣が「補償法案」の提出時期を遅らせることを示唆

### 湖面1号橋問題

2010年1月30日 前原大臣は「湖面1号橋」の建設見直しの可能性を県側に示唆

3月18日 前原大臣は「湖面1号橋」の工事継続を明言

### 予断を持たずハツ場ダムを再検証

2009年10月27日 前原大臣は「マニフェストの掲げた基本的な考え方は堅持する」と明言したものの「予断を持たずに再検証する」と表明

11月21日 前原大臣が、国交省の「ダムに頼らない新たな治水基準を検討する有識者会議」の委員9人を発表・・・ハツ場ダムを中止するか、継続するかの判断をする。  
ダム懐疑派の専門家なし

2010年6月8日 前原大臣は再任記者会見で「ハツ場ダム中止方針は変わらず」ハツ場ダムについては、「再検証の中にいれているが、中止の方向を打ち出し、予断なく検証していく」と表明

9月17日 馬淵大臣はハツ場ダムについて、「中止の方向を持ちながらも予断なく検証という、この方針は変わらない」と表明

9月27日 国交省の「ダムに頼らない新たな治水基準を検討する有識者会議」はダム見直しの評価基準や検証手続きを示した中間とりまとめを馬淵大臣に提出。

9月28日 馬淵大臣はハツ場ダム事業の検証を関東地方整備局に指示し、1都5県知事に要請。

11月6日 馬淵大臣が「ハツ場ダム中止方針を棚上げし、ダム建設の検証は来年秋までに結論をだすこと」を表明

2011年1月14日 大島大臣は就任会見でハツ場ダム問題について、「ハツ場ダム中止方針を棚上げし、予断なく必要性を検証し、今年の秋までに検証結果をだすこと」を表明し、馬淵前大臣の方針を踏襲。

### 「ハツ場ダムに関する政策についての要請書」を大島国交大臣に提出

2011年1月14日 2011年1月14日にハツ場ダムの「関係地方公共団体からなる【検討の場】第3回幹事会が開かれ、関東地方整備局から①工期は平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)に3年間延長となり、②事業費は地すべり対策、代替地の補強工事、堆砂対策工事、代替地造成工事などで増額することの発表があった。これに対して、ハツ場ダムをストップさせる各都県の会とハツ場あしたの会は連名で大島国交大臣に以下の要請書を提出しました。

# ハツ場ダムに関する政策についての要請書

2011年1月14日

国土交通大臣 大島章宏様

ハツ場あしたの会 代表世話人 野田知佑ほか  
ハツ場ダムをストップさせる群馬の会 代表 浦野 稔  
ハツ場ダムをストップさせる茨城の会 代表 近藤 欣子  
ハツ場ダムをストップさせる千葉の会 代表 村越 啓雄  
ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永 知子  
ハツ場ダムをストップさせる東京の会 代表 深澤 洋子  
ムダなダムをストップさせる栃木の会 事務局長 伊藤 武晴

## ハツ場ダムに関する政策についての要請

半世紀以上前に計画されたハツ場ダム事業は、政官財癒着のムダな公共事業として大きな批判を浴びてきました。2009年の総選挙において、民主党はハツ場ダム中止を選挙公約に掲げ、多くの国民の支持を得て政権を担当することとなりました。

ハツ場ダム事業には計画の杜撰さ、必要性の科学的根拠の希薄さ、災害誘発の危険性、ダム予定地域の破壊など多くの問題によりやくメスが入ることが期待されました。しかしその後、関連事業は見直されることなく続行し、ハツ場ダム中止に向けての取り組みは一切進んでいません。

ハツ場ダムの検証においては、ダムを推進してきた関東地方整備局が自ら検証検討主体となり、ダムに疑問を投げかけてきた有識者や関係住民は排除されてきています。

本日、開催されたハツ場ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回幹事会)では、「ハツ場ダム事業を検証終了後可能な限り速やかにダム本体工事の入札手続きを開始すれば、事業の完了時期は平成30年度末になる可能性」「事業費は現計画の4600億円から4600億円+ $\alpha$ 」との中間報告が示されました。

ハツ場ダム事業を推進した場合、工期の三度目の延長と事業費の再増額が避けられないことを明らかにしたものです。これらのことは政権交代後の中止方針がもたらしたのではなく、政権交代前から予想されていたことであり、ハツ場ダム計画そのものが破綻してきていることをあらためて示すものです。けれども、いまだにハツ場ダム事業の推進が画策されています。

自民党政権下と同様の官僚主義、流域住民排除のダム行政がまかり通っている状況は、他の先進諸国では考えられない非常識なことであり、民主党政権に対する多くの期待を裏切るものです。住民軽視のダム行政の根本的な変革を求め、以下の要請をいたします。

1. ダム推進を主張する声ばかりに配慮するのではなく、ダムに疑問を抱く多くの流域住民の声に真摯に応えること。
2. ハツ場ダムの検証においては、官僚主導の検証のあり方を改め、公平で科学的な検証を実施すること。
3. 長年、ダム事業の犠牲となってきたダム予定地の地域再生、生活再建に一刻も早く取り組むこと。
4. ダム中止に伴う生活再建・地域再生のための法律を早急に整備すること。